

6.不測時における米の供給確保体制の構築

(1) 米全体を対象とした不測時における供給確保体制の概要

制度の変更点

近年、食料の危機管理体制の構築については、食料・農業・農村基本法において、「不測時における食料安全保障の確保」が明示的に国の施策として位置付けられるなど、国民のニーズが高まっています。

主食である米の供給不足に備えた危機管理体制については、政府が備蓄運営を行うほか、これまで「計画流通米」が大宗を占めるとの前提の下、計画流通制度の担い手である登録出荷取扱業者、自主流通法人、登録販売業者を通じて円滑に流通させるとともに、これらの者を通じて米流通の実態を把握してきたところですが、創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進を図るため、計画流通制度を廃止し、平常時の流通規制を必要最小限にしました。

このことにより、不作等による米の供給不足に備えた危機管理体制については、政府が引き続き備蓄運営を行うほか、米の生産・流通の全体を対象として構築し、米の流通業者について届出制を導入するなど、流通実態を平常時から把握しうる体制を整備するよう、これまでの米の危機管理体制を再整備することとし、この実効を確保するため、「危機管理マニュアル」を策定しました。

不測時における米の供給確保体制の概要

不作は前もって予測できるものではなく、また、近年のエル・ニーニョ等の異常気象の存在等を考慮すれば、主食であり、自給可能な農産物である米について、不測時における安定供給を確保することは極めて重要な政策課題となっています。

このため、以下のような不測時における供給確保体制を構築します。

流通業者に係る届出制の導入等関係業者と流通の実態を平常時から把握し得る体制の整備
備蓄制度の適切な運用や不測時における米の流通に係る一定の規制措置等を通じ、流通業者や生産者による買占め、売惜しみ等の防止

また、危機管理を適切に行うための具体的な措置として、政府は、米需給のひっ迫の度合いに応じて、

国民に対する米の需給・価格に関する正確な情報の提供
事業者や国民に対する買占め、売惜しみの防止の要請
米の安定供給のための措置（政府米の運用等）

等の各般の措置を講じます。

不測時における米の供給確保体制のイメージ

平常時

国内需給及び国際的な需給に関する情報の収集・分析
危機管理時の対応に関する普及啓発

需給ひっ迫時

〔 政府米の放出により供給量は確保できるものの、備蓄量が適正在庫水準100万トンを大幅に下回る場合 〕

【想定される状況】

平成5年の大不作

昭和55年から58年にかけて連続して発した不作

<対応等>

国民への情報の提供、共有化

政府米の運用（放出等）

買占め、売惜しみの防止等

不測時

〔 政府米の放出を行っても、需要に見合う供給量が確保できない場合 〕

<対応等>

供給計画の策定

出荷・販売事業者に対する命令

生産者に対する売渡命令

米穀の割当又は配給等

用語解説、補足説明事項等

政府備蓄米の備蓄適正水準はどれくらいですか？

政府の備蓄に関しては、学識経験者、生産者団体、消費者団体及び流通業者からなる備蓄運営研究会（平成12年12月設置）において、その運営について、1年をかけて透明な議論が行われ、13年12月に「備蓄運営研究会報告」が取りまとめられました。

その中で備蓄水準については、

過剰在庫が米価の低下圧力となること

主食用以外への振り向けに伴い、財政負担の増嵩を招くこと

等から、過去の作況変動をもとに翌年の増産可能数量をも考慮し、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年続いた事態を想定して、100万トン程度が適切とされたところです。

政府が行っている備蓄運営方式は？

米の備蓄方式についても、備蓄運営研究会において議論が行われ、その結果、通常の需給操作の一環として、順次、在庫の年産を更新する回転備蓄方式により運営することとされました。

回転備蓄方式は、棚上げ備蓄に比べ、品質がほとんど劣化しないことから、消費者の嗜好を踏まえた主食用へのより円滑な供給が可能となります。

また、棚上げ備蓄においては、一定期間の経過による品質の劣化等により、その後の主食用への供給が困難となって、主食用以外へ振り向けざるを得なくなり、財政負担が大きくなるという問題があります。

(2)政府米売買 (随意契約から入札が基本へ)と備蓄運営

制度の変更点 (新旧比較)

備蓄運営の方法は、「備蓄運営研究会報告」(平成13年12月)に基づいて、今後も回転備蓄方式とし、備蓄水準は、10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、100万トン程度とすることとしています。

しかし、これまでの随意契約(相対取引)による政府米の販売では、価格水準が変化する市場実態に適時に対応し難く、また、政府買入れでは、生産者からの売渡し申込みを前提として都道府県別に買入れ枠を設けて行っていたため、市場シグナルとは無関係に産地銘柄を買い入れる結果となっていました。

このため、買入後、完売するまでの期間が長期化してしまう等、この売買方式が円滑な備蓄運営を図る上での阻害要因となっていました。

したがって、今後は、入札方式を基本とした政府米の買入れ及び販売を実施し、備蓄米として売れる銘柄を買入れ、市場実勢価格で販売することにより、安定的かつ効率的な備蓄運営を図ることとしています。

新たな制度における政府米売買の概要

新たな政府米の販売方法の概要

入札販売を基本とし、入札で落札残があった場合等には随意契約販売を実施します。

1 入札販売

販売方法	当面、政府米の在庫銘柄を対象に総合食料局が一般競争入札を実施します。
参加資格者	届出業者及び省令で定める者であって総合食料局長が別に定める一定の資力信用等の要件を有する者とします。
実施時期	平成16年4月から実施し、当面、毎月1回の実施を基本とします。 その後、入札結果等を踏まえて、入札の実施時期を機動的に設定します。 また、公告時期は、原則として入札実施日の前日から10日前とします。
販売メニュー	年産、産地、品種、等級、包装(袋、バラ)別のメニューを入札ごとに提示します。
最低申込数量	1トン以上(ただし、車側渡販売は10トン以上)とします。
落札方法 (複数落札制)	予定価格を超える単価で入札した者のうち、価格の高い者から順に販売予定数量に達するまでを落札者とします。
引取期間等	落札決定後の契約日から次回の入札実施日までとします。

2 随意契約販売

販売方法	落札残があった場合に、入札実施後から次回入札公告までの間の申込みに対し、実施します。
販売対象者	入札参加資格者(国の機関を含む)等とします。
販売期間	入札実施後から次回入札公告日までの間、各地方農政局等への申込みにより実施します。

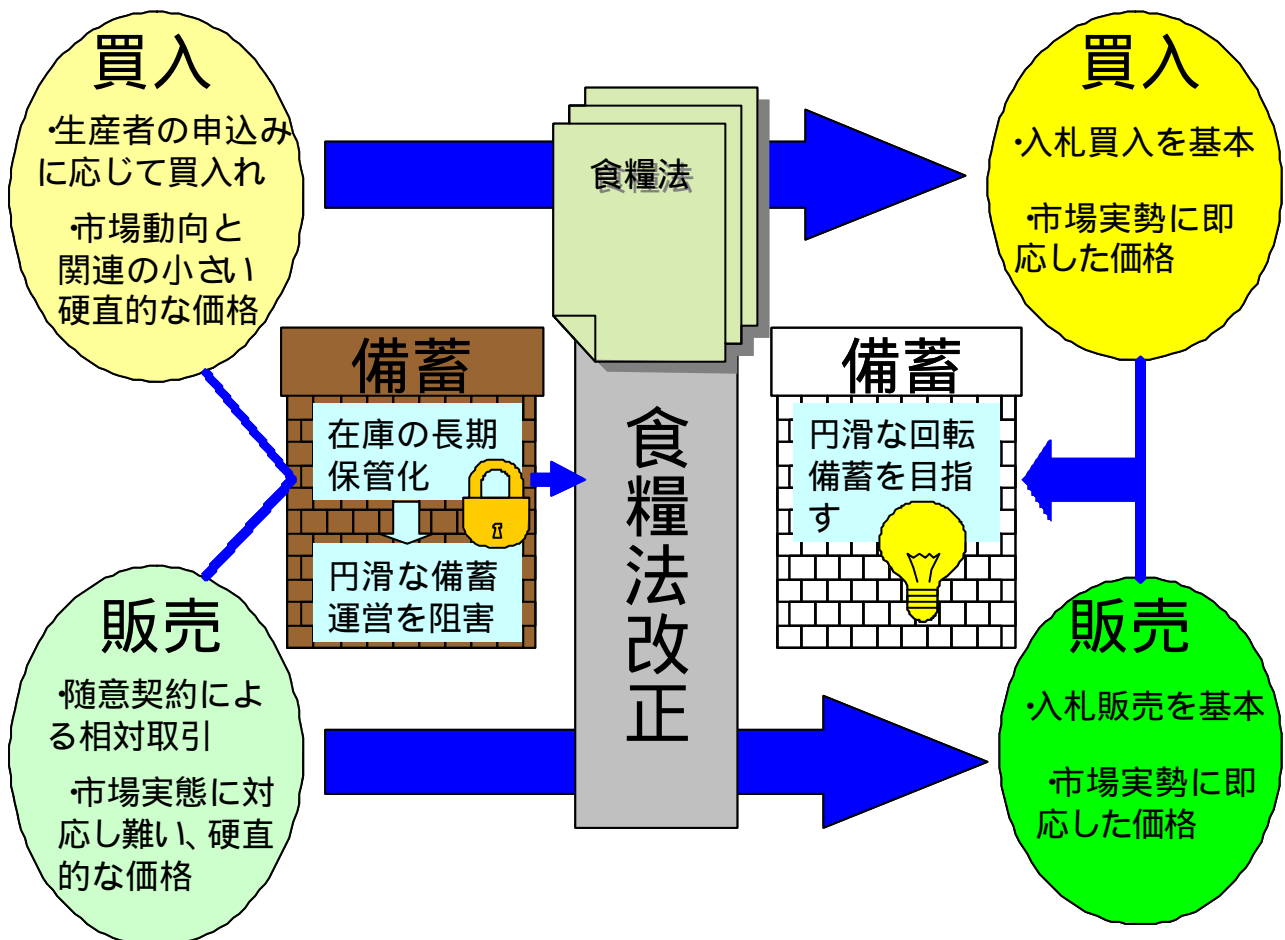
販売メニュー 入札販売により全量落札しなかった銘柄であって、その残数量を提示します。(国の機関等へは原則として在庫銘柄の中から販売。)

新たな政府米の買入方法の概要(平成16年3月末時点での検討方向)

適正な備蓄運営に資することを目的に、年間を通じて競争入札を実施します。

- 対象銘柄等 米穀価格形成センターで入札に付される銘柄を基本とし、銘柄別数量は当面、銘柄別出回数量等を踏まえ、設定する方向です。
- 入札参加者 取扱数量が一定数量以上ある者とする方向です。
- 入札単位 競争が働きやすい仕組みを検討しています。
- 落札方法 予定価格以下の単価で入札した者のうち、価格の低い者から順に買入(複数落札制) 予定数量に達するまでを落札者とします。
- 入札条件 等級、最低申込数量、包装、受渡場所等の設定を検討しています。
- その他 入札で落札残が出た場合等、随意契約による政府買入れの実施を検討しています。

新たな制度における政府米の売買のイメージ



(3) 業者届出制度の導入

制度の変更点 (新旧比較)

平成16年4月1日より、計画流通制度(業者登録制度)が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制が行われなくなりました。

ただし、米不足等の不測時に的確に対応する必要があるため、平常時から流通業者の確実な把握等により、政府備蓄米の売却先を確保するとともに、不測時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ、主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出るとともに届出事業者は米穀の出荷数量等を帳簿に記載し、それを保存しなければならないことになっています。

業者届出制度の概要

米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣に開始届を提出します(事業規模20精米トン未満の者を除く)。

届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく、農林水産大臣に変更届又は廃止届を提出します。

届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負います。

の届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、50万円以下の罰金となります。

の変更届出若しくは廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、10万円以下の過料となります。

の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、10万円以下の過料となります。

経過措置

平成16年4月1日現在、それまでの食糧法に基づく登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。

平成16年4月1日現在、それまでの食糧法に基づく計画外流通米のみを取り扱っている事業者でかつ事業規模20精米トン以上の者については、同年4月末までに事業開始の届出を農林水産大臣へ提出しなければなりません。

これまでの食糧法に基づく登録卸売業者登録簿及び登録小売業者登録簿は、平成16年4月1日に都道府県知事から農林水産大臣へ引継がれます。

業者届出制度のイメージ

米穀の出荷又は販売の事業を行なおうとする者
(事業規模20精米トン未満の者を除く)

届出書

開始届(様式第10)
変更届(様式第11)
廃止届(様式第12)

16年4月から
電子申請の運用
開始予定です。
(総合食料局
ホームページ)

「主たる事務所の所在地」を管轄する農政局等に提出

(具体的には、「各農政局の連絡先及び管轄区域」を参照してください)

用語解説、補足説明事項等

米穀の出荷又は販売の事業を行う者とは？

営利の目的をもってすると否とを問わず、自己の名義により継続反復して、生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること(出荷)又は、自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること(販売)を目的として事業活動を行う者をいいます。

従って、生産者が自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく直接消費者に販売(産直販売)する場合も含まれます。

事業規模が20精米トンを超えるかどうかわからない場合の届出は？

新規に事業を始める場合や、年によって20精米トンを前後する場合等で事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での取扱予定数量を記入することにより、あらかじめ「開始届」を提出しておけば安心です。

なお、自ら生産した米穀を届出事業者に出荷又は販売した数量は、事業規模の積算にはカウントしません。

制度移行に伴う主な規制緩和内容は？

帳簿の備付け以外の遵守事項や流通規制を廃止したほか、申請手数料の無料化、三年に一回の更新手続きの廃止、届出に係る添付書類の廃止、等の事業者負担の軽減を行っています。

帳簿の記載内容は？

平常時から事業者の取扱数量を把握するため、必要最小限の記載事項として、米穀の種類別の買受数量、米穀の種類別の販売数量、米穀の種類別の在庫数量等を記帳してもらうこととなっています。